

品川区社会的養育推進計画の策定について

1. 計画策定の経緯

(1) 国の動向

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることや「家庭養育優先原則」が明記され、平成29年には厚生労働大臣下の有識者検討会である「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

これらを踏まえ、国は「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県等（都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市）に対して、令和2年度から令和6年度までと令和7年度から令和11年度までの2期を計画期間とする「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めました。

(2) 東京都の動向

東京都では令和2年度から令和11年度を期間として、都の社会的養育の方向性を示す「東京都社会的養育推進計画」を策定し、施策の充実に取り組んできました。

(3) 区における計画策定

区はこれまで「東京都社会的養育推進計画」に準拠して取組みを推進してきました。一方、国は令和6年度末に各都道府県等の社会的養育推進計画が前期末を迎えるにあたり、全国の里親等委託率が国の掲げる目標値に遠く及ばないなど、計画に基づく取組が十分でないことや、令和4年改正児童福祉法の内容も踏まえた内容にするため、都道府県等に対して計画の見直しと新たな計画の作成を求めました。

以上を踏まえ、令和6年10月の区立児童相談所開設以降の実績を反映させたうえで、区の社会的養育の考え方を示す新たな計画を策定することとしました。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

「品川区社会的養育推進計画」は、区が児童相談所設置市として社会的養育の現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた方向性や取組などについて示すものです。

内容については、国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、区児童相談所、区内児童養護施設、区内里親等の実情に沿ったものとします。

また、こども基本法に基づく区の子ども・若者・子育て施策の総合計画である「品川区こども計画」や区の上位計画である「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」など関連する計画との整合を図ります。

(2) 計画の章立て(案)

大項目	中項目	国要領 対応番号
第1章 総論	1 計画策定の背景	①
	2 計画の概要と基本的な考え方	
	3 計画の位置づけ	
	4 計画期間	
	5 計画の検討体制と進捗管理	
第2章 品川区の 状況	1 人口等	
	2 児童相談所の運営状況	
	3 里親等の状況	
	4 児童養護施設の状況	
	5 代替養育を必要とする子ども数の推計	⑤
第3章 品川区にお ける具体的 な取組	1 当事者である子どもの権利擁護の取組	②
	2 妊娠期から切れ目ない子ども家庭支援体制の充実	③④
	3 一時保護改革に向けた取組	⑥
	4 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	⑦
	5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組	⑧
	6 児童養護施設等の機能強化	⑨⑫
	7 社会的養護経験者等への自立支援の推進	⑩
	8 児童相談所の強化等に向けた取組	⑪

【参考】国の策定要領で示す記載事項

①	都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
②	当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)
③	市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
④	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
⑤	各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み
⑥	一時保護改革に向けた取組
⑦	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
⑧	里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組
⑨	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
⑩	社会的養護自立支援の推進に向けた取組
⑪	児童相談所の強化等に向けた取組
⑫	障害児入所施設における支援

(3) 計画期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日（4年間）

(4) 計画の検討体制

本計画の策定に当たっては、当事者である子どもからの意見を重視するとともに、品川区児童福祉審議会委員の専門的な見地に基づくご意見を賜り、それらを計画内容に反映させてまいります。

また、広く区民から意見を聴取するために、区民意見公募手続（パブリックコメント）についても実施いたします。

(5) 計画の進捗管理

本計画の取組状況を評価することを目的として、評価のための指標を設定します。設定した指標について、計画期間内の毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、品川区児童福祉審議会に報告します。

また、点検と評価により明らかになった課題については、適宜見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルの運用を行います。

3. 今後のスケジュール

令和7年7月～11月

施設入所児童等からの意見聴取、計画（素案）への反映

令和7年10月

児童福祉審議会（里親部会）での意見聴取

令和7年10月または11月

児童福祉審議会（子どもの権利擁護部会）での意見聴取

令和7年12月

児童福祉審議会本会での審議

令和8年1月

計画（素案）の決定、委員会報告

令和8年2月

区民意見公募手続（パブリックコメント）実施

令和8年3月

計画策定